

阿蘇地域の草原に係る土地所有、権利制限、公的資金等の投入状況

1. 土地所有形態

阿蘇地域の草原に係る土地所有形態は、「平成15年度牧野組合調査」現況把握調査（資料4）で、阿蘇郡内の各牧野組合へのアンケート調査によって把握した。

回答が得られた170の牧野組合では、町村有地がもっとも多く、17,321haで全牧野面積に対して78.4%を占めている。次いで、共有地（入会地入会権を有する人が、牛馬の放牧・採草を行う草原や薪を得るための森林を共同で利用する場所として、集落ごとに定められた場所）が3,583ha（16.2）、私有地が1,040ha（4.7%）となっている。

表1 阿蘇郡内の全牧野における所有形態別面積

所有形態	国有地	町村有地	私有地	共有地	その他
面積(ha)	0	17,321	1,040	3,583	0
全牧野面積に対する割合(%)	0.0	78.4	4.7	16.2	0.0

また、これらを牧野組合単位でみると、牧野組合の土地が全て町村有地であるケースが101組合（59.4%）と最も多く、次いで組合の土地が全て共有地であるケースが35組合（20.6%）となっており、この2パターンで牧野組合全体の80%を占める。

表2 牧野組合単位でみた土地所有パターン

組合せパターン	牧野組合数	割合(%)
町村有地	101	59.4
町村有地・私有地	1	0.6
町村有地・共有地	17	10.0
私有地	11	6.5
私有地・共有地	1	0.6
共有地	35	20.6
その他	4	2.4
全体	170	100.0

ただし、このアンケートは牧野組合を対象として実施したため、牧野組合の管理下でない草原は含まれていない。阿蘇郡東部の産山村から波野村、高森町にかけては、個人が所有・管理する小規模な草原が数多く点在していることには留意しておく必要がある。

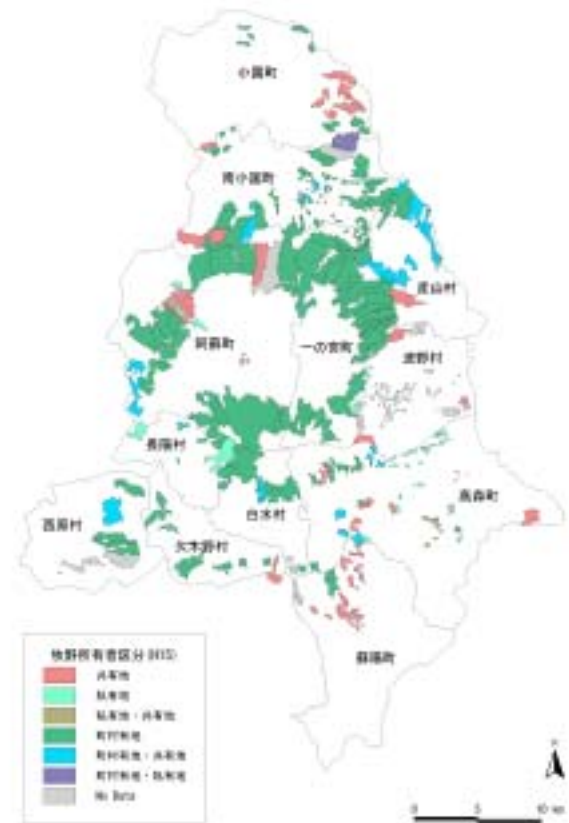


図1 牧野の土地所有者区分

2. 権利制限

今後、阿蘇地域における草原再生推進計画を作成するに当たって必要となる、阿蘇郡内の草原（牧野組合管理の牧野）にかかる各種法規制等を把握した。

把握した法規制等は次の表のとおりである。また、これら各種法規制等を GIS データベースに入力し、各地域区分とその面積を算出するとともに、牧野組合位置図と重ね合わせて表示した。

表3 阿蘇郡内における各種法規制等

No.	名称	区分	情報源
1	都市地域	市街化区域 市街化調整区域 市街化調整区域以外の都市地域	C
2	農業地域	農用地区域 農用地区域以外の農業地域	A
	農振農用地区域	農地 採草放牧地	A
3	森林地域	保安林 保安林以外の森林地域 国有林 地域森林計画対象民有林	C
	保安林	水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林 落石防止保安林	C
4	自然公園地域	国立公園とその名称・地種区分 国定公園とその名称・地種区分 県立自然公園とその名称・地種区分	B
5	自然環境保全地域	県指定自然環境保全地域	C
6	鳥獣保護区	鳥獣特別保護区・鳥獣保護区	C
7	景観関連法指定区域	郷土修景美化地域 景観条例に基づく景観形成地域 景観条例に基づく特定施設届出地区	C
8	土砂災害関連法指定区域	急傾斜地崩壊危険区域 砂防指定地 地すべり防止区域	C

A：各町村の農業地域振興計画より

B：熊本県環境特性情報データベース(平成5年)*を環境省資料等で補正

C：熊本県環境特性情報データベース(平成5年)

*：熊本県環境特性情報データベース

熊本県環境公害部(平成5年当時)が環境基本計画を策定する際に策定した環境特性図(地図集)をデジタル情報としてデータベース化した CD-ROM。県阿蘇地域振興局土木部企画調整課にて貸し出されている。

(1) 土地利用基本計画に基づく五地域

土地利用基本計画は、県土を都市、農業、森林、自然公園、及び自然保全の五地域に区分したうえで地域ごとの土地利用の原則及び地域間の調整指導方針を明らかにしている。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸計画に対する上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

1) 都市地域

一体の都市として総合的に開発、整備、及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域。

表4 阿蘇郡内の都市地域面積

都市地域区分	面積 (ha)
市街化区域	0
市街化調整区域	373
上記以外の都市地域	19,010
総計	19,383



図2 都市地域

2) 農業地域

農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域。

表5 阿蘇郡内の農業地域面積

農業地域区分	面積 (ha)
農用地区域	41,895
農用地区域以外の農業地域	64,492
総計	106,387

農業振地域は、「農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用」の見地から相当長期（おおむね10年以上）にわたり農業の振興を図る地域として都道府県知事が指定し、市町村がその「全部又は一部」について「農業振興地域整備計画」（通称、「農振計画」）に定めた地域。阿蘇郡においては、1) 農業地域の農用地区域にほぼ相当する。

表6 阿蘇郡内の農業振興地域面積

農業振興地域区分	面積 (ha)
採草放牧地	20,450
農地	17,169
不明	0.8
総計	37,620



図3 農業地域

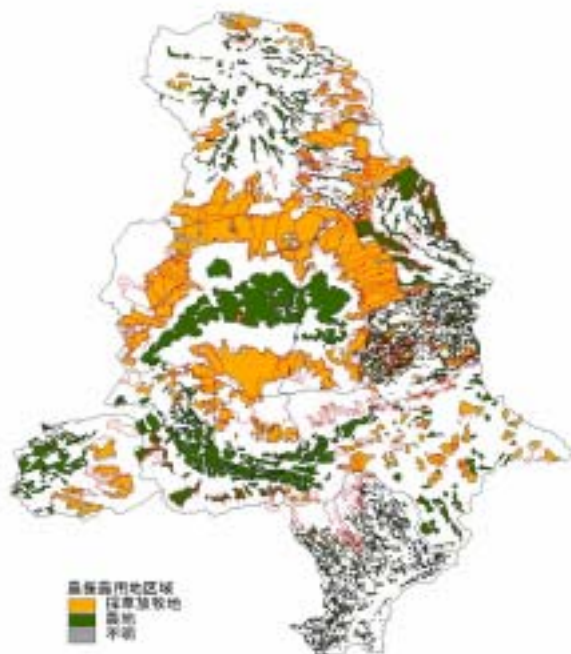


図4 農振農用地区域

3) 森林地域

森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法に規定する国有林の区域または地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

表7 阿蘇郡内の森林面積

森林所有区分	面積 (ha)
国有林	4,594
地域森林計画対象民有林	76,088
総計	80,682

保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林の指定の目的は、森林法で全部で17種類規定されているが、阿蘇郡内では下記の5種類が指定されている。

表8 阿蘇郡内の森林地域

森林地域区分	面積
保安林	15,582
保安林以外の森林地域	560
総計	16,412

表9 阿蘇郡内の保安林区分とその面積

保安林区分	面積 (ha)
水源かん養保安林	12,392
土砂崩壊防備保安林	44
土砂流出防備保安林	777
保健保安林	1,141
落石防止保安林	5
不明	14
総計	14,373



図5 森林所有区分



図6 保安林

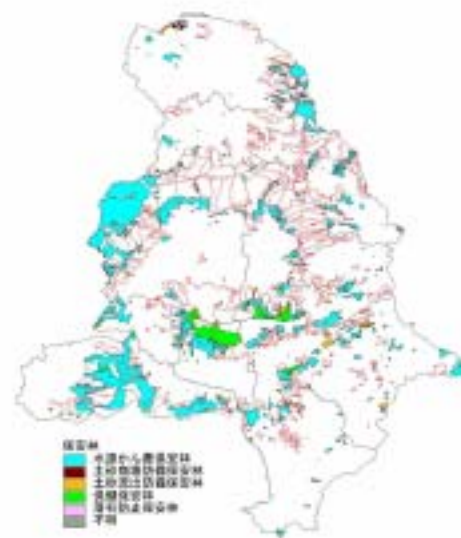


図7 保安林区分

4) 自然公園地区

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法に基づいて自然公園として指定されることが相当な地域。

阿蘇郡内には、阿蘇くじゅう国立公園、祖母傾国定公園、耶馬・日田彦山国定公園、矢部周辺県立自然公園が指定されている。

表 10 阿蘇郡内における自然公園地区と面積

自然公園名称	地種区分	面積 (ha) *
阿蘇くじゅう 国立公園	特別保護地区	723
	第1種特別地域	2,139
	第2種特別地域	6,008
	第3種特別地域	11,477
	普通地域	32,646
小計		52,993
祖母傾 国定公園	第1種特別地域	4.4
	普通地域	0.1
小計		4.5
耶馬・日田英 彦山国定公園	第2種特別地域	1,059
	普通地域	665
小計		1,725
矢部周辺 県立自然公園	第2種特別地域	319
	第3種特別地域	180
	普通地区	1,830
小計		2,330
総計		57,052

*いずれの国立・国定・県立公園も阿蘇郡外の地域を含むため、本表の面積は本調査で作成したGISデータベースのポリゴンデータから阿蘇郡内に含まれる面積を算出したものである。

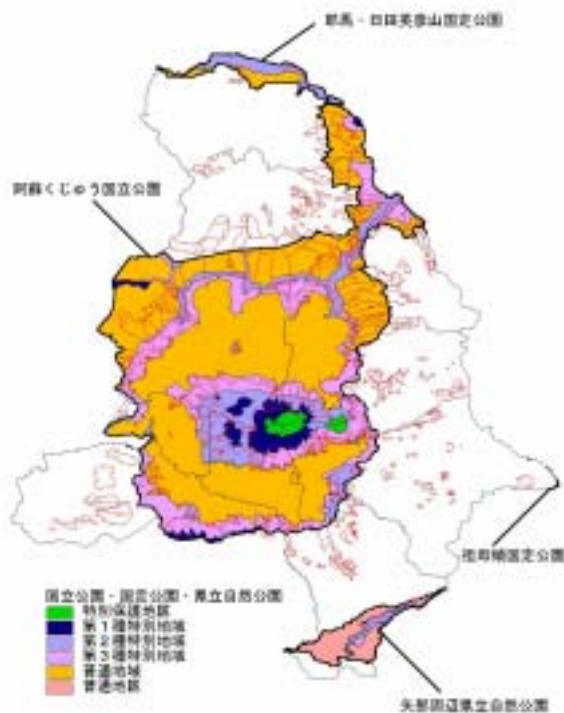


図 8 自然公園

5) 自然環境保全地域

良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域。

阿蘇郡内では、波野村のスズラン群生地が熊本県自然環境保全地域に指定されている。

表 1 1 阿蘇郡内の自然環境保全地域とその面積

自然環境保全地域名称	面積 (ha)
波野村スズラン群生地	1.57 (うち特別地区・野生動植物保護地区0.1)



図 9 自然環境保全地域

(2) その他の法規制等

1) 鳥獣保護区

鳥獣保護法に基づき、鳥獣の捕獲を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、阿蘇郡内には24ヶ所、14,521haの県設鳥獣保護区が設けられている。



図10 鳥獣保護区

表12 阿蘇郡内の鳥獣保護区とその面積

名称	所在地	阿蘇郡内面積 (ha)	阿蘇郡外を含む 全体面積(ha)
高塚鳥獣保護区	阿蘇町	450	-
北向山鳥獣保護区	大津町、久木野村	67*	337
中松鳥獣保護区	白水村	950	-
下巢鳥獣保護区	小国町	900	-
宮原鳥獣保護区	小国町	450	-
山鹿鳥獣保護区	産山村	480	-
乙姫鳥獣保護区	阿蘇町	597	-
茨岳鳥獣保護区	波野村	250	-
小牧羅漢鳥獣保護区	久木野村	410	-
休暇村鳥獣保護区	高森町	700	-
斧岳鳥獣保護区	阿蘇町、南小国町	900	-
小池野鳥獣保護区	波野村	95	-
長陽鳥獣保護区	長陽村、阿蘇町	1,580	-
冠ヶ岳鳥獣保護区	西原村	480	-
色見鳥獣保護区	高森町	850	-
満願寺鳥獣保護区	南小国町	1,580	-
上差尾鳥獣保護区	蘇陽町	990	-
菊池水源鳥獣保護区	菊池市、阿蘇町	897	1,290
小柏鳥獣保護区	一の宮町	620	-

高岳鳥獣保護区	一の宮町	400	-
遊雀小学校鳥獣保護区	波野村	102	-
湯風呂鳥獣保護区	南小国町	120	-
下釜松原ダム鳥獣保護区	小国町	243	-
南宮原鳥獣保護区	阿蘇町	410	-
総計		14,521	-

* : 北向山鳥獣保護区の面積は、鳥獣特別保護区を含む面積。

2) 景観関連法指定区域

熊本県自然環境保全条例に基づき、木竹その他の植物を積極的に植栽し、修景美化のため緑地の造成を図ることが必要な地域、眺望にすぐれた道路の沿線でその地域を象徴する歴史的・文化的資産と一体となって良好な自然環境を形成し、緑地の保全を図ることが必要な地域として、地域郷土修景美化地域が指定されている。

また、熊本県景観条例に基づき、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある大規模行為や、南郷谷一帯の「南阿蘇景観形成地域」及び国道57号の「特定施設届出地区」における建築工事、造成工事等の行為を行う場合は、事前に協議を行う制度が設けられている。

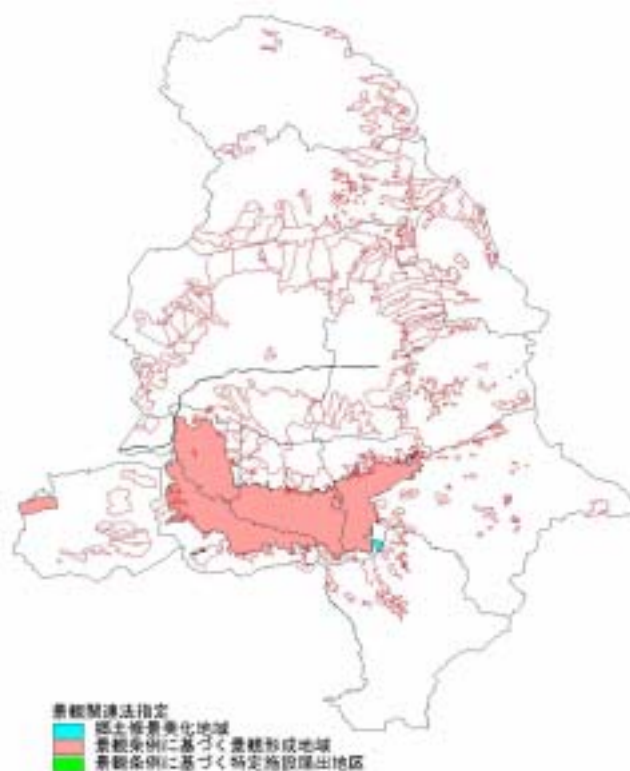


図11 景観関連法指定

表13 阿蘇郡内の景観関連法指定地域とその面積

指定区域区分	地区名	面積 (ha)
郷土修景美化地域	久木野村林道地蔵線周辺	1.5 区間距離2,300m
	高森町高森峠	37.5 区間距離6,000m
景観条例に基づく景観形成地域	南阿蘇景観形成地域	9,475
景観条例に基づく特定施設届出地区	国道57号	86
総計		9,610

3) 土砂災害関連法指定区域

阿蘇郡内では、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基く急傾斜地崩壊危険区域が 42ha、砂防法に基づく砂防指定地が 1,897ha、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域が 138ha 指定されている。

表 1 4 阿蘇郡内の土砂災害関連法指定区域と面積

指定区域区分	面積 (ha)
急傾斜地崩壊危険区域	42
砂防指定地	1,897
地すべり防止区域	138
総計	2,076



図 1 2 土砂災害関連法指定

3. 公的資金の投入状況

阿蘇郡内の牧野への公的資金の投入は、昭和 25 年の牧野法制定後、草地開発事業として実施されてきた。その経緯及び実績は、「草地開発事業（公共）の実績 1～4 刊」（熊本県，昭和 33 年度～平成 5 年度）として事業別にまとめられている。

本調査は上記資料を町村別、牧野組合別に集計し、不足資料（平成 5 年度以降）について各町村にヒアリングを行い、追加した。

草地開発事業は、昭和 33 年から実施されてきたが、酪農団地整備など昭和 40 年代にピークを迎えている。

広域農業開発事業は、昭和 49 年から始められ、阿蘇郡南部、中央、北部、南郷地区など、ほぼ昭和 60 年には事業が終了している。その後、北外輪区域・阿蘇区域が平成 10 年まで事業が行われている。

牧野に対する公的資金の投入は、上記の草地開発事業の他に、近年においては、農振農用地域内で農業生産条件が不利で耕作放棄される可能性の高い農地・採草放牧地などを対象に、耕作放棄の発生を防止し、農地・採草放牧地等の多面的機能の確保を目的とした「中山間地直接支払い事業」や、地方競馬全国協議会畜産事業振興対策事業があるが、これらの事業は肥料などの補助でソフト事業に近いものである。

*注：将来的な自然再生事業導入の際に、当該牧野との調整に必要となる参考資料として、導入された草地開発事業等とその種類、償還中の事業等を各牧野組合単位で一覧表として整理したが、環境省の内部資料扱いとして本資料では掲載しない。

表14 草地開発事業の導入年次経過(昭和33年～平成15年)

事業名	昭和33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15					
1 草地放牧利用模範施設	■	■	■																																																
2 高度集約牧野造成改良	■	■	■	■																																															
3 小国地域大規模草地改良				■	■	■	■																																												
4 小規模草地改良				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																																						
5 国営草地改良(阿蘇地区)									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																																	
6 国営等草地開発附帯									■	■	■	■	■	■	■	■	■																																		
7 飼料基盤整備特別対策												■	■	■	■																																				
8 飼料基盤整備																																																			
9 共同利用模範牧場設置																																																			
10 団体営草地開発																																																			
11 団体営草地開発整備																																																			
12 公共育成牧場整備																																																			
13 小規模草地開発整備																																																			
14 公共牧場機能強化																																																			
15 畜産経営環境整備																																																			
16 公社営畜産基地建設																																																			
17 広域農業開発																																																			
18 その他畜産総合対策																																																			